



事業者の皆様へ



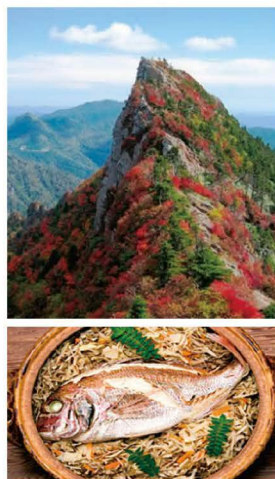
愛媛県「三浦保」愛基金

# 100年先も 生きもの みんな えがお やさしい愛顔

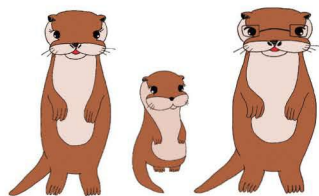
山、川、海、里地、里山、里海など多様な自然環境のもと、魅力と活力に満ちた農林水産業やものづくりが営まれている愛媛の地域特性を踏まえ、将来にわたって生物多様性の恵みを楽しみ、人と自然が共生し、豊かな自然と文化が守り育まれる、100年先も、人を含め生きものみんなが「やさしい愛顔」でいられる社会の実現を目指します。

## ～事業活動と生物多様性～

リスクへの対処とチャンスへの適応



写真説明：左から「カモノハシ」「カモノハシのくちばしを真似て開発された新幹線」「第2次生物多様性えひめ戦略」「石鎚山」「鯛めし」「宇和海のサンゴ群集」「ウンラン」



お母さんのルル 娘のララ お父さんのトト  
(自然保護課マスコットキャラクター)

【お問い合わせ先】

愛媛県 県民環境部 環境局 自然保護課

TEL 089-912-2365 (課代表)

FAX 089-912-2354

E-mail shizenhogo@pref.ehime.lg.jp

## ～はじめに～

私たちの暮らしや経済は、多種多様な生物や生態系、すなわち生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。

この恵みは過去から現在の世代に引き継がれてきたように、将来の世代に継承されるべきものであるため、様々な主体が生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を進めていく必要があります。

## ～事業活動におけるリスクとチャンス～

事業者の皆様は、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組むことで、短期・長期的なリスクを回避・低減し、チャンスを獲得することができます。

区分	リスク	チャンス
操業関連	◆ 生物資源の減少による原材料の不足、原材料調達コストの増大、生産量・生産性の低下、業務の中断	★ 生物資源の持続可能な使用や使用量の削減策による生物資源の減少等の影響を受けにくい生産プロセスの構築 ★ サプライヤーの取組の促進によるサプライチェーンの強化
規制・法律関連	◆ 生物多様性に関連する法規制違反による罰金の支払い、許可（免許）の停止・棄却、訴訟等 ◆ 生物資源の割当量の減少、使用料金の発生	★ 生物多様性への配慮による操業拡大の正式な許可の取得 ★ 生物多様性に関する新たな規制等に適合した新製品の開発・販売
世評関連	◆ 生物多様性への悪影響の顕在化によるブランドイメージの低下	★ 生物多様性への配慮によるブランドイメージの向上、消費者へのアピール、同業他社との差別化、地域住民等のステークホルダーの理解促進・関係強化
市場・製品関連	◆ 公共部門や民間部門におけるグリーン調達の推進による顧客の減少 ◆ 生物多様性品質の劣位による製品・サービスの市場競争力の低下	★ 生物多様性に配慮した新製品やサービス、認証製品等の市場の開拓 ★ 生物多様性の保全と持続可能な利用を促進する新技術や製品等の開発
財務関連	◆ 金融機関の融資条件の厳格化により融資が受けられなくなる可能性	★ E S G投資等を重視する投資家へのアピール、融資先の拡大
社内関連	◆ 企業イメージ悪化に伴う従業員の満足度の低下	★ 従業員の満足度の向上

## ～事業者の皆様への期待～

生物多様性との関わり方は、事業者の特性や規模によって異なりますが、全ての事業者が関わりを持っています。事業者ごとの生物多様性への影響の強さを踏まえ、積極的に取組を推進することが望まれます。

また、事業者は利潤の追求などの経済的主体であると同時に、社会の一員として、既存の基金への寄付や職員のボランティア活動、NPO等が行う生物多様性保全活動への支援を行うなど、社会貢献活動が求められています。

# ～生物多様性パートナーシップ推進事業～

愛媛県では、**生物多様性の保全活動等に関心を持つ企業と、県事業趣旨に即した保全活動を行う団体とのマッチング**を図るなどの「生物多様性パートナーシップ推進事業」に取り組みます。

企業の皆様には、当事業に参画いただきますようお願い申し上げます。

## <事業参画のイメージ>

### パートナーシップ協定締結

**愛媛県**

**企業**

企業の保全活動・取組を支援  
(情報提供・相談・助言等)

保全活動への人的支援

企業と保全活動団体をマッチング

普及啓発活動への支援

 企業の取組を積極的にPR

 社員研修等の一環として保全活動に関わることで、人材育成に！

 保全活動に寄与することで、地域に欠かせない存在に！

**多様な人々の  
連携・協働**

**大学・学校等  
教育機関**

**保全活動団体  
(NPO法人・学校等)**

保全活動への参加・支援

希少野生動植物の保全

## 《企業による生物多様性保全活動事例》

### ～東芝ライテック株式会社による ウンラン保全活動～

#### ■活動の経緯

ウンランは、海岸砂地に生息する多年草で、愛媛県では絶滅種とされていましたが、2006年頃に今治市の織田ヶ浜で再発見されました。自生地は「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」により特定希少野生動植物および同保護区に指定されています。

愛媛県生物多様性センターでは、健全株の一部を保護育成していたことから、その増殖株を織田ヶ浜に移植することとし、その際、織田ヶ浜の環境保護活動に実績のあった東芝ライテック(株)に、ウンランの保護活動に対する協力依頼を行い、あわせて地元自治体や小学校と連携のもと保護活動に取り組むこととしました。

#### ■活動内容

移植に先立ち、社内での意識統一を図るため、愛媛県内の絶滅危惧種等の現状を学ぶ社内研修会を実施し、今治地域には多数の絶滅危惧種が現存していること、織田ヶ浜で植物を中心に固有の生態系が維持されていることを取り上げ、保全の必要性を学びました。

同社を中心とした地域自治会や小学校等、関係機関との連携体制が構築され、ウンランを象徴種とした地域が一体となった保全活動が進みつつあります。



<ウンラン保護区の整備>





<地元小学生への学習会>

# 『特定希少野生動植物』 『特定希少野生動植物保護区』 分布図





## 〔特定希少野生動植物〕

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例では、本県に生息する野生生物のうち、特に保護を図る必要があると認められる23種を「特定希少野生動植物」として指定しており、これらの動植物を捕獲、採取することは原則禁止されています。



### 〔両生・爬虫類〕

-  アキサンショウウオ
-  ナゴヤダルマガエル

### 〔淡水魚類〕

-  ヤリタナゴ（県内の平野河川）
-  ヌマムツ（東予の平野河川）
-  チュウガタスジシマドジョウ（中予の水系）
-  カジカ中卵型（東予の数河川）
-  ヒナイシドジョウ（中・南予の水系）



### 〔陸・淡水産貝類〕

-  イシガイ（中予平野部の一部の水系）
-  マツカサガイ（中予平野部の一部の水系・宇和盆地）

### 〔高等植物〕

-  デンジソウ
-  ハマビシ
-  ミススギナ
-  ミスキンバイ
-  トキワバイカツツジ
-  ウンラン
-  シコクフクジュソウ
-  シコクカッコソウ

### 〔昆虫類〕

-  ハッチョウトンボ
-  コガタノゲンゴロウ

## 〔特定希少野生動植物保護区〕

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例では、特定希少野生動植物の保護のために重要と認める区域を「特定希少野生動植物保護区」として指定しており、一定の開発行為を行う場合は許可や届出が必要です。

- ① 片上地区アキサンショウウオ保護区
- ② 宅間地区アキサンショウウオ保護区
- ③ 台地区ナゴヤダルマガエル保護区
- ④ 庄内地区ハッチョウトンボ保護区
- ⑤ 織田ヶ浜ハマビシ保護区
- ⑥ 織田ヶ浜ウンラン保護区

